

柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入 仕様書

1 件名

柳川市証明書自動交付機（キオスク端末）導入

2 調達範囲

(1) 機器

- ア 本仕様書「5 キオスク端末の機能要件」の仕様を満たす機器
証明書交付対応行政キオスク端末 3台
- イ 本仕様書「6 監視カメラの機能要件」の仕様を満たす機器
監視カメラ 3台

(2) 構築業務等

- ア キオスク端末等の納入
- イ 地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）の仕様を満たす通信回線の設定構築作業

3 納入期限

令和5年3月31日（金）

4 設置場所

- 柳川市役所 柳川庁舎 1階（福岡県柳川市本町87番地1）
- 大和庁舎 1階（福岡県柳川市大和町鷹ノ尾120番地）
- 三橋庁舎 1階（福岡県柳川市三橋町正行431番地）

5 キオスク端末の機能要件

- (1) 導入後5年間は稼働できる機器であること。
- (2) 証明書交付サービスが利用できること。
- (3) マイナンバーカード（個人番号カード）が利用できること。
- (4) コピーサービスが利用できること。
- (5) 操作パネルはタッチ式であること。
- (6) 証明書発行種別及び手数料等を操作画面に表示できること。
- (7) 個人情報保護のため、操作パネルにのぞき見防止の対策がなされていること。
- (8) コインベンダーについては、5円、10円、50円、100円、500円硬貨が使用可能で1,000円札も利用できることが望ましい。
- (9) 今後の貨幣、紙幣の改廃に対応できること。

※有償の場合は見積額を提示すること。

- (10) 証明書発行機能について、5か国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）に対応すること。
- (11) 証明書等印刷物の取り忘れを検知できる機能を有していること。
- (12) 端末セキュリティ機能セキュリティソフト（ISO/IEC15408 認証の取得必須）により、証明書データが印刷後に端末機から消去される機器であること。
- (13) レシートを発行できること。
- (14) コピー機能は、モノクロ、カラー対応（光沢紙含む）で、コピーの印刷速度はモノクロ、カラー共に35枚/分以上であること。
- (15) 給紙トレイから用紙を抜き取られないための対策がなされていること。
- (16) 端末機は設置スペース（幅1,900mm、奥行1,700mm、高さ1,500mm）に収まるものとする。
- (17) 鍵により、キオスク端末保守員以外の者がアクセスすることを物理的に排除すること。
- (18) 端末機による証明書の交付日時等を2ヶ月間ログにより保存できること。
- (19) 職員は端末機のプログラムを操作できない仕組みであること。
- (20) 自己診断によりエラーを検出できること。また、当該エラーを受注者の保有する管理システムへ自動通知できること。
- (21) 端末機の利用状況を、Microsoft Excel へのインポート可能な CSV 形式等のデータで取得できること。

6 監視カメラの機能要件

- (1) 導入後5年間は稼働できる機器であること。
 - (2) 録画した画像により機器操作者の顔と操作時刻が判断できること。
 - (3) 録画した画像をモニターやPCを用いて再生できること。
- ※再生用のモニターやPC等は今回の調達に含めない。

7 納入、設置及び撤去作業について

- (1) 受注者は、本業務に係る作業計画書を作成し、提出すること。詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- (2) 作業において、発注者の業務及び稼働中の業務システム等に影響の恐れがある場合は、事前に協議の上、発注者の指示に従い実施すること。
- (3) 作業の際には、各施設内での作業条件および施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 作業の際に必要な場合は、養生を十分に行い、建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。損傷した場合は発注者の指示に従い、速やかに現状復旧をはかること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

- (5) ネットワーク機器は施錠管理を行うこと。
- (6) 作業後は、排出した段ボールやゴミ等をすべて持ち帰ること。
- (7) 機器の電源等確保は発注者が行う。

8 動作確認

- (1) 設置後、「5 キオスク端末の機能要件」のとおり正常に動作することの確認を行うこと。
- (2) 動作確認後に、担当職員に対し機器の操作説明を行うこと。

9 委託交付手数料

委託交付手数料については、あらかじめ1部あたりの発注者と受注者それぞれの取分を明確なものとする。

10 個人情報保護等

- (1) 個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守するほか、「柳川市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては「柳川市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (3) 契約書作成に合わせて「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

11 納品物

キオスク端末の導入に合わせて、次のものを納品すること。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) キオスク端末操作マニュアル | 3部 |
| (2) 証明書交付等運用マニュアル | 3部 |
| (3) 監視カメラ操作マニュアル | 3部 |
| (4) 利用者（市民）操作マニュアル | 3部 |

12 その他

- (1) キオスク端末を設置、運用するために必要となる J-LIS への申請手続きに関して、システム構築・運営事業者として書類の作成に協力するとともに、J-LIS が定める工程試験を実施すること。
- (2) 証明書交付センターとの利用実績照合ができること。また、不整合に関する調査、解析及び J-LIS への報告、修正ができること。
- (3) システム構築、運用、保守については受注者が行うこと。親会社や関連会社を含め、第三者への再委託は認めない。
- (4) 本仕様書に明示のない場合また疑いを生じた場合は、発注者と協議すること。